令和６年度

えりも町旧東洋小学校　後利用公募に係る

応 募 要 項

えりも町教育委員会　社会教育課

北海道幌泉郡えりも町字本町３５７番地

電話　０１４６６－２－２５２６

目　　次

1	公募物件	1
2	公募参加者の資格	2
3	公募参加者の資格の確認	2
4	応募の手続き等	3
5	譲渡額について	4
6	応募の結果通知	4
7	譲渡または賃借の条件	4
8	物件説明会の日時及び場所	5
9	契約予定者の決定方法等	5
10	契約の締結	5
11	契約保証金	5
12	売買代金の納入等	5
13	所有権の移転等	6
14	その他	6

えりも町旧東洋小学校後利用の事業者公募について

えりも町では、令和３年３月末を以って廃校となった旧東洋小学校を有効活用していただくことを目的に、事業者等から後利用に関する事業についてご提案いただき、えりも町旧東洋小学校後利用検討会にて精査し、事業及び譲渡先を決定するものです。

１　公募物件

公募物件は、次のとおりです。

物件番号	所 在 地	地目・面積等	最低譲渡価格
1	北海道幌泉郡 えりも町 字東洋189-1 字東洋251-130	校　舎　1,380㎡ 体育館　615㎡（廊下15㎡含む） 給食棟　165㎡	建築物：有償譲渡、 ただし利用目的等条件により無償譲渡可（協議必要）
		敷地 字東洋189-1 23,335.00㎡ 字東洋251-130 3,958.00㎡ 計27,293.00㎡（注１注２）	土地： 有償譲渡　400万円程度 ＊事業決定後、分筆等による土地面積確定後、譲渡額が決定される。

注１）敷地内には地目「河川敷」がありますが、譲渡前に「雑種地」地目変更します。
　　敷地面積は増となります。

注２）敷地内には町道がありますが、町道の一部は譲渡前に廃道とします。町道として残す部分は敷地面積から除きます。敷地面積の増減があります。

※　注１）注２）に関しては、譲渡契約後の手続きとなり６～８ケ月ほど必要です。

注３）校舎等に置かれている備品の所有権は現状ではえりも町にあります。利用については協議事項とします。

注４）校長室、会議室、体育館については、地元自治会からの利用の要望もあることから、協議事項とします。

注５）えりも町公式ホームページに記載している平面図にある位置図に記載されている⑦アスレチックは撤去済み、⑩保有地、⑪その他保有地及び⑰保有地は対象外です。

注６）校舎屋上の防水シートが破損しており、校舎２階の一部雨漏りが発生しています。

注７）水道と電気は止めています。通水通電には別途工事が必要になる場合があります。

２　公募参加者の資格　【入札参加資格に合わせて作成】

個人、法人又は団体（以下、「者」という。）で次に掲げるもの以外の者を公募参加資格者とします。

⑴　公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

⑵　次の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他使用人又は代理人として使用する者

①　契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

②　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な金額の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下、「法」という。）第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

⑶　町税等及び上下水道、受益者分担金の滞納がある者

⑷　えりも町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）（以下、「暴力団排除条例」という。）の規定に該当する者

３　公募応募者の資格の確認　【入札参加資格に合わせて作成】

⑴　公募に応募を希望する者は、公募参加資格審査申請書（様式第１号）（以下、「申請書」という。）、暴力団排除条例に係る誓約書（様式第２号）（以下、「誓約書」という。）及び暴力団排除条例に係る役員名簿（様式第３号）（以下、「役員名簿」という。）を提出し、公募参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は公募参加資格がないと認められる者は、公募に参加することができません。

⑵　公募参加資格の確認は、申請書の提出をもって行うものとします。

⑶　公募参加資格の可否については、申請書を受付けた日から１か月以内に「公募参加資格審査結果通知書」（様式第４号）（以下、「通知書」という。）により通知します。

⑷　公募参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由についてえりも町公募参加資格審査結果質疑書（様式第５号）（以下、「質疑書」という。）により説明を求めることができます。説明を求める場合には、えりも町教育委員会社会教育課に質疑書を提出してください。

⑸　⑷の規定により質疑書が提出されたときは、えりも町公募参加資格審査結果回答書（様

式第６号）により回答します。

⑹　公募参加資格審査申請書及び関係書類等

①　受付期間

令和６年11月１日（火曜日）から令和７年３月31日（月曜日）まで。（土曜、日曜、及び祝祭日は除く、午前９時から午後５時までとします）

ただし、譲渡先決定後は受付期限前でも応募できません。

②　受付場所

えりも町教育委員会社会教育課

住所　〒058-0204　北海道幌泉郡えりも町字本町357番地　えりも町福祉センター内

③　提出書類

ア　申請書　１部（共有の場合は連名とすること。使用印鑑は印鑑登録のあるものに限る。）

イ　誓約書　１部（共有の場合は、共有者全員分を提出することとする。）

ウ　役員名簿　１部（法人の場合のみ。）

エ　添付書類（発行後３カ月以内のものに限る。）

・　個人の場合　…　印鑑登録証明書　１部

・　法人の場合　…　法人登記事項証明書　１部

・　外国人の場合　…　印鑑登録証明書　１部

・　共有の場合　…　共有となる方全員分の印鑑登録証明書　１部

オ　提出方法

提出の方法は、送付（配達記録等）、または持参によるものとします。

⑺　その他

①　提出書類の作成に要する費用は、申請者の負担とします

②　提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しません

４　公募応募の手続き等

⑴　公募申し込み受付及び提出書類等

①　受付期間

公募参加資格を受けた後、令和７年４月30日（水曜日）までとします。（土曜、日曜及び祝祭日は除く、午前９時から午後５時まで）

②　受付場所

えりも町教育委員会社会教育課

住所　〒058-0204　北海道幌泉郡えりも町字本町357番地　えりも町福祉センター内

③　提出書類

えりも町旧東洋小学校後利用応募申請書（様式第７号）

④　提出方法

提出の方法は、送付（配達記録等)、または持参によるものとします。

⑵　その他

①　提出書類の作成に要する費用は、申請者の負担とします

②　提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しません

５　譲渡額について

建物については、有償譲渡としますが、活用条件によっては無償譲渡も可能。ただし、譲渡先決定後の協議となります。

敷地については、譲渡先決定後、必要な測量を経て「河川敷の地目変更」「町道の分筆及び廃道」により面積が増減するため、令和６年10月１日現在、譲渡金額が未定です（ただし、おおよそ400万円と推定)。

６　公募応募の確認結果通知

⑴　公募応募の確認結果については、えりも町旧東洋小学校後利用公募結果通知書（様式第８号）（以下、「審査結果通知書」という。）で申請者に通知します。

なお、審査結果通知書の発送は、えりも町旧東洋小学校後利用応募申請書（様式第７号）を受理した日から６か月以内を予定しております。

⑵　不採用の旨の通知を受けた者は、その理由についてえりも町旧東洋小学校後利用公募結果質疑書（様式第９号。以下「質疑書」という。）により説明を求めることができます。説明を求める場合には、審査結果通知書を受け取った日から１か月以内にえりも町教育委員会社会教育課に質疑書を提出してください。

⑶　⑵の規定により質疑書が提出されたときは、えりも町旧東洋小学校後利用公募結果質疑回答書（様式第10号）により回答します。

７　譲渡の条件

⑴　物件の引き渡しは現状有姿となります。必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査を行ってください。(周辺住民へ迷惑をかけない様お願いします)

⑵　譲渡敷地内の町道部分は、譲渡先決定後、契約締結時までに、一部を町道として残し、残りの部分は廃道とします。譲渡敷地面積の増減があり、契約書に反映されます。

⑶　譲渡敷地内に地目「河川敷」がありますが、譲渡先決定後、契約締結時までに、地目を

「雑種地」に変更します。譲渡敷地面積の増があり、契約書に反映されます。

⑷　有償譲渡の場合、売買金額は、上記⑴⑵終了後に査定し、提示します。

⑸　譲渡契約書には、特約条項として「10年間転売禁止、ただし、えりも町と協議し町が許可した場合を除く」が記載されます。

⑹　用地確定測量に関する経費は購入者の負担とします。（建物は未登録物件ですので、表題登録の経理はえりも町で負担します）

８　物件説明会の日時及び場所

受付期間内に随時行いますので、担当までお問い合わせください。

９　契約予定者の決定方法等

物件譲渡等の契約相手方は、えりも町旧東洋小学校後利用検討委員会において、応募内容を精査し決定いたします。応募全てが不採用の場合もあります。

10　契約の締結

⑴　決定者は、決定通知の日から10か月以内に譲渡等契約を締結していただきます。

⑵　決定者が決定通知の日から10か月以内に契約を締結しないときは、決定を取り消します。

11　契約保証金（有償譲渡の場合）

決定者には、次により契約保証金を納入していただきます。

⑴　契約の締結までに売買代金の100分の10に相当する額をえりも町が発行する納入通知書により納入していただきます。

⑵　契約保証金の返還は売買代金納入後、決定者からの請求により行います。

⑶　契約保証金に利息は付しません。

⑷　契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。その際は、あらかじめ契約保証金の充当申出書（様式第11号）にて申し出てください。

※　ただし、契約保証金免除規定があります（えりも町財務規則第137条）

12　売買代金の納入等

⑴　契約者は、契約締結後30日以内にえりも町が発行する納入通知書により、売買代金を一括して納入していただきます。

⑵　契約者が納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払いまでの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１

項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した違約金をえりも町に納付することとなります。

⑶　契約保証金を売買代金へ充当する場合は、売買代金から契約保証金を控除した納入通知書を発行します。

⑷　契約者が納入期限までに売買代金を納入しない場合において、納入することが不能であるとえりも町が認めたときは、契約を解除できるものとし、契約保証金はえりも町に帰属します。

13　所有権の移転等

⑴　所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに移転するものとし、所有権移転日から21日以内に引渡します。

⑵　所有権の移転登記は、物件の引渡し後、契約者の請求により町が行います。

⑶　譲渡契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税は、契約者の負担とします。

14　その他

⑴　敷地は「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定に関する情報」において、浸水域に含まれています。

⑵　敷地などの一部の利用については、協議するものとします。

⑶　校舎内の備品については、えりも町に所有権があり、譲渡後の使用については協議するものとします。

その他不明な点については、えりも町教育委員会社会教育課へお問い合わせください。

TEL 01466-2-2526、FAX 01466-2-2524

メール erimo-syakyou@town.erimo.lg.jp

※　ただし、お電話の場合は土曜、日曜及び祝祭日を除く、午前９時から午後５時までとします